

岡山市における生活困窮者自立支援の取り組み

生活保護・自立支援課

目次

1 eラーニングの目的

2 生活困窮者自立支援制度とは

3 コロナ禍における対象者像の可視化

4 岡山市の生活困窮者自立支援事業

5 まとめ

1 eラーニングの目的

2 生活困窮者自立支援制度とは

3 コロナ禍における対象者像の可視化

4 岡山市の生活困窮者自立支援事業

5 まとめ

eラーニングの目的

生活困窮者自立支援法の**基本理念等**を再確認し、
岡山市の困窮者支援関係の全受託事業を1つの
大きな事業と考え、全受託事業者が**共通の取組目標**
に向かって、支援を行うことができるようにする。

eラーニングの目的

複雑な課題を抱えた相談者を一体的に支援するために岡山市の困窮者支援関係の全受託事業者が**お互いの事業の内容を理解し、相互に連携**して支援に取り組むことができるようにする。

1 eラーニングの目的

2 生活困窮者自立支援制度とは

3 コロナ禍における対象者像の可視化

4 岡山市の生活困窮者自立支援事業

5 まとめ

生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法の**目的**

第一条

～生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者
住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に
対する自立の支援に関する措置を講ずること
により、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的と
する。

基本理念

第二条

生活困窮者に対する支援は、**生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況**
その他の状況に応じて、**包括的かつ早期に**
行わなければならない。

基本理念

- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、**地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援**に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

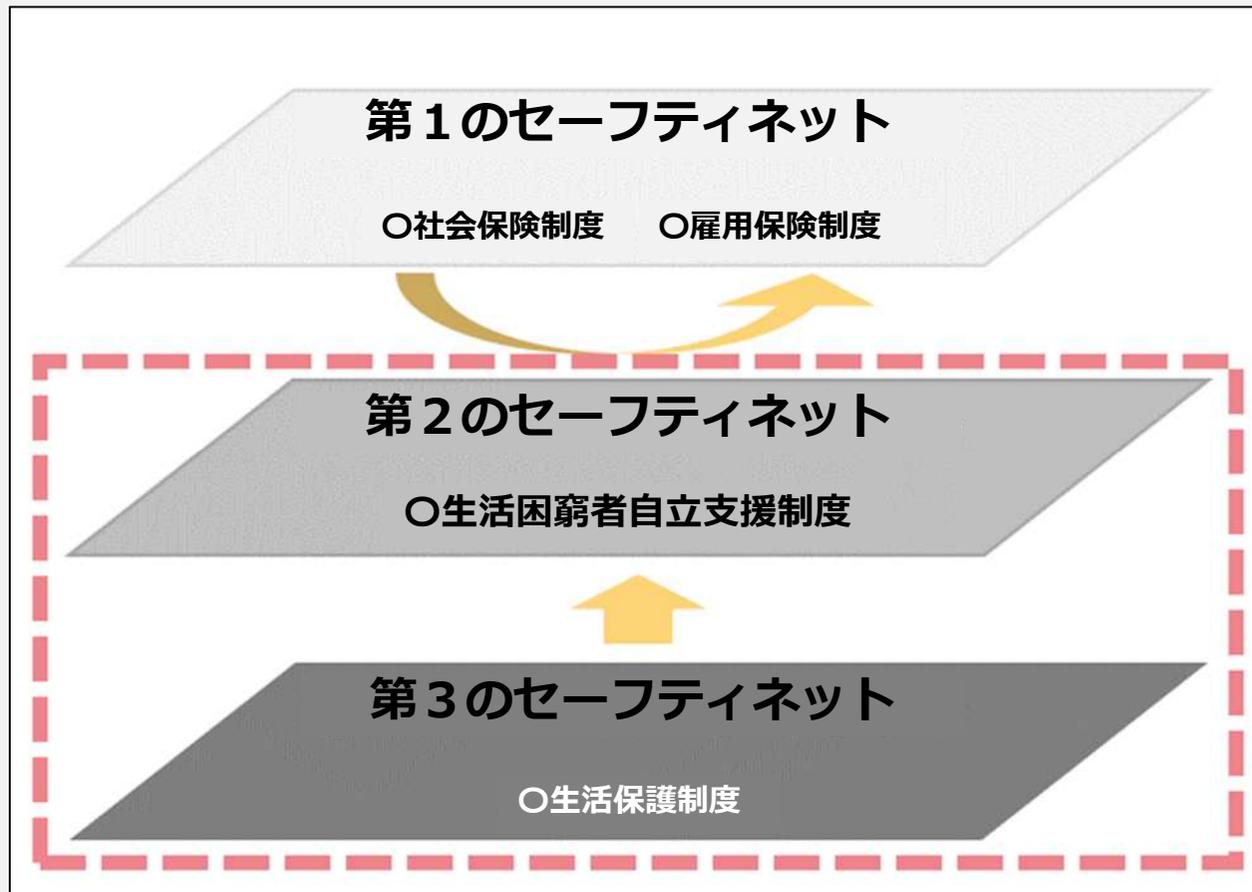
生活困窮者とは

生活困窮者の定義

第三条 ～「生活困窮者」とは、**就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情**により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくおそれのある者をいう。

制度の仕組み

最後のセーフティネットである**生活保護制度**及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する**生活困窮者自立支援制度**により、生活に困窮している者に対して、**重層的なセーフティネット**を構成。



関係機関の連携を努力義務化

関係機関との連携強化により、生活困窮者を
確実に適切な支援につなげる。

生活困窮者自立支援法

利用勧奨等

第八条 都道府県等は、**福祉、就労、教育、税務、住宅、その他のその所管事務に関する業務**の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の**勧奨**その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 eラーニングの目的

2 生活困窮者自立支援制度とは

3 コロナ禍における対象者像の可視化

4 岡山市の生活困窮者自立支援事業

5 まとめ

対象者のイメージ

生活困窮者は、課題が**既に顕在化**している場合と、**課題を抱えているが見えにくい**場合がある。

既に顕在化

見えにくい

外国籍

福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者

約30万人
(H29・厚生労働省推計)

ホームレス

約0.3万人 (R2・ホーム
レスの実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人
(R2・自殺統計)

孤独・孤立

離職期間
1年以上の
長期
失業者

約53万人
(R1・労働力調査)

ひきこもり状態にある
人

・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)
・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人 (H29)

フリーランス

個人事業主

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

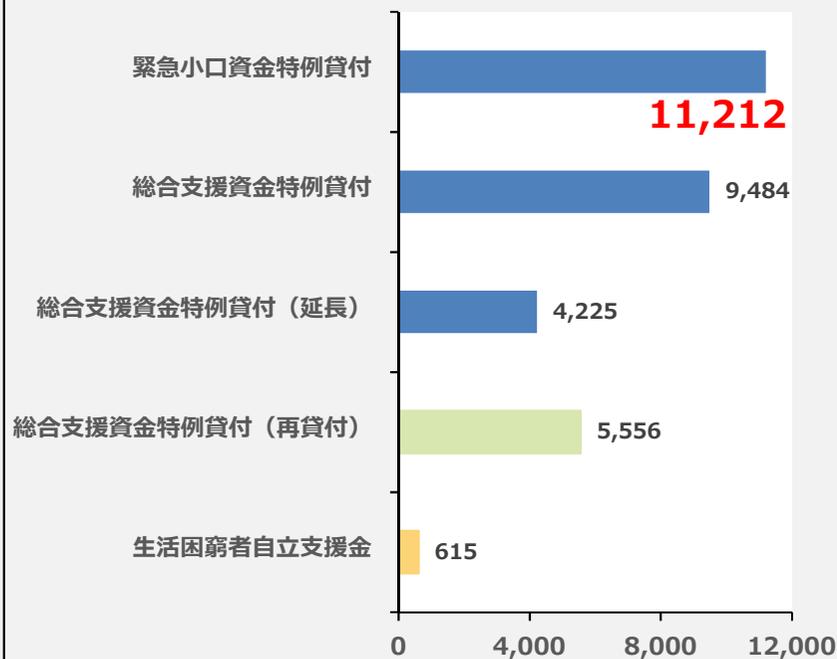
コロナ禍で明らかになった支援対象者像

特例貸付の借受→償還困難による償還免除・償還猶予が約4割

※特例貸付：コロナによる生活資金不足に対し、最大**200万円**を貸付。

緊急小口資金特例貸付等の実績

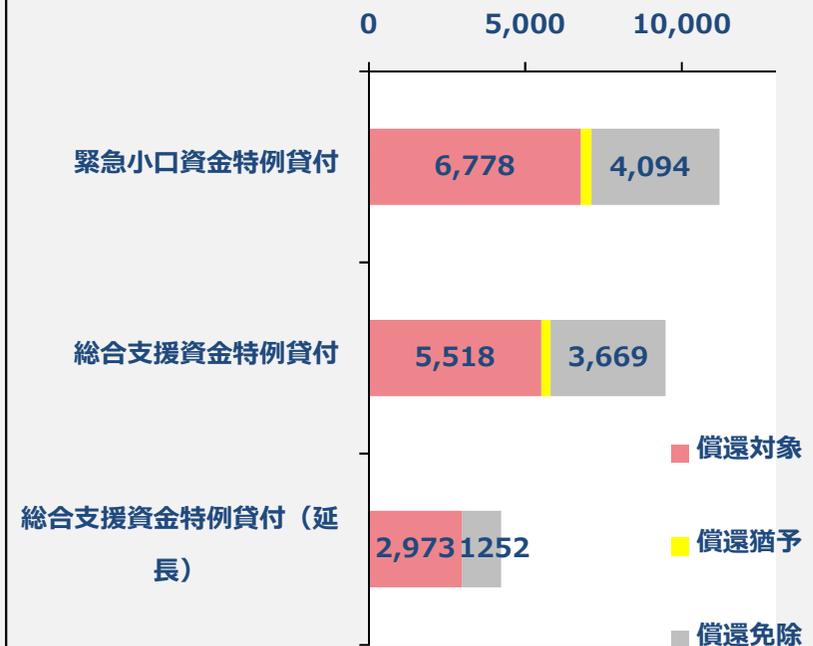
単位：件



※R5.9.20時点社協貸付実績より

特例貸付 償還・猶予・免除 内訳

単位：件



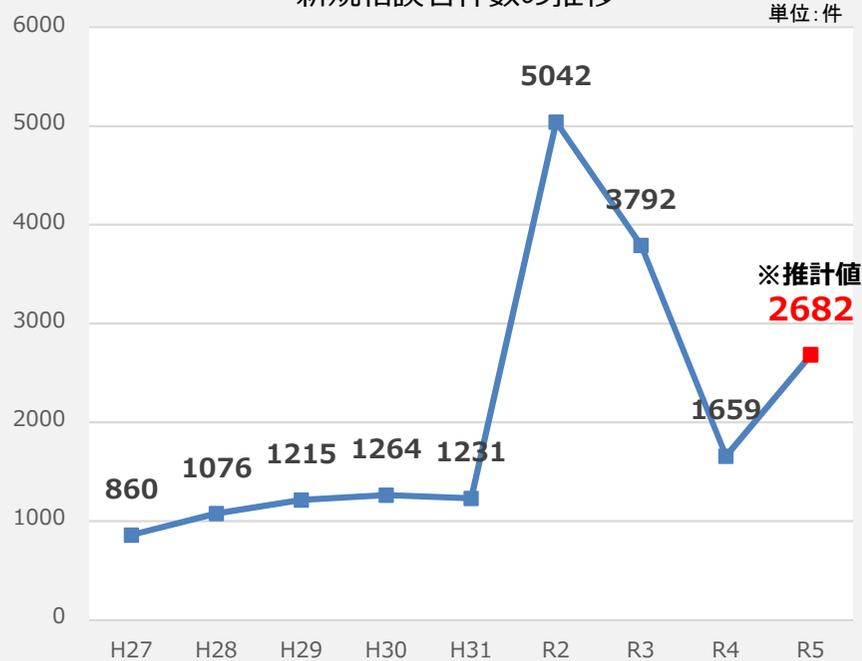
※R5.9.20時点社協貸付実績より

岡山市の支援実績

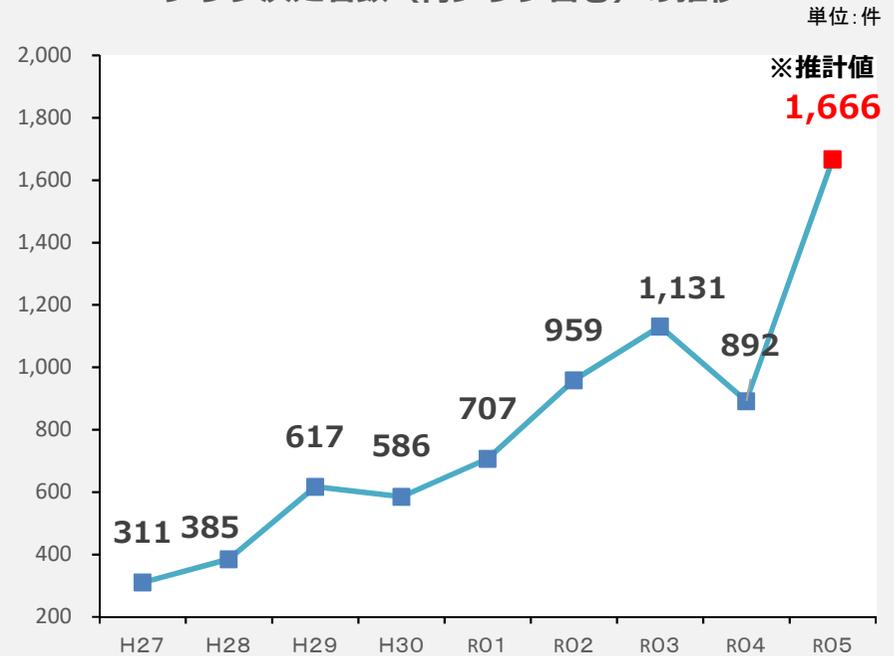
困窮しているはずの人が支援につながっていない

※特例貸付の償還免除者・猶予者の数と比べても相談者数、支援プラン作成数は少ない

新規相談者件数の推移



プラン決定者数（再プラン含む）の推移



※出展：生活困窮者自立支援統計システム

隠れた相談者

償還対象者で猶予の**可能性がある人**や償還猶予に**ならなかった人**を見つけだし、**必要な支援**をしていく。

こんな相談者がいませんか？

- ・ 病気で動けない
- ・ 災害にあってしまった
- ・ 他の借金も返済を遅らせている
- ・ 仕事をなくしてしまった
- ・ DV(家庭内暴力)から逃げている
- ・ 収入が低くて生活が苦しい
- ・ 公共料金をずっと滞納している
- ・ 多重債務がある



※出展：厚生労働省生活支援特設ホームページ

必要な支援を届けるために

アウトリーチによるプッシュ型の支援を行う

アウトリーチ：生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない者に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

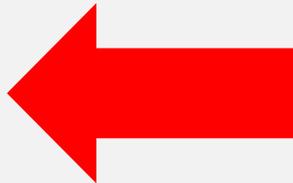
寄り添いサポートセンター

生活困窮者



- ・課題が**複雑化**している
- ・**自発的に**支援・相談につながりにくい
- ・**社会的なつながり**を失っている

自分たちから出向く



事業のチラシの配布や相談者の**居所への訪問**を行い、積極的に支援につなげていく。

1 eラーニングの目的

2 生活困窮者自立支援制度とは

3 コロナ禍における対象者像の可視化

4 岡山市の生活困窮者自立支援事業

5 まとめ

岡山市の生活困窮者自立支援制度

多くの事業で生活困窮者と生活保護受給者を**一体的に支援**



生活困窮者と生活保護受給者を一体的に支援することで切れ目のない支援を実施

ワンストップ窓口

仕事



短期集中型就労支援事業

ジョブ・サポート・スペース岡山

寄り添いサポートセンターの
就労支援

就職サポート事業

支援付就労推進事業

就労準備支援事業

住まい



住居確保給付金

住居確保給付金

一時生活支援事業

居住生活移行支援事業

お金



家計改善支援事業

子どもの 学習支援



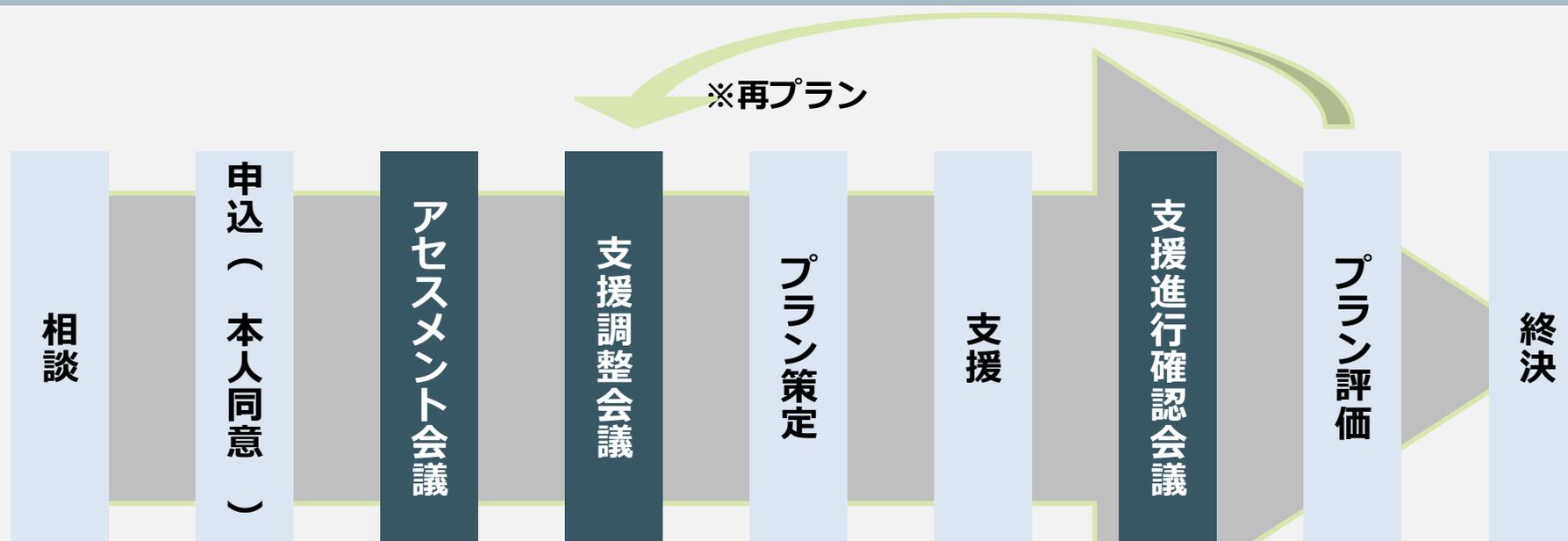
学習支援事業
(訪問・遠隔)

学習支援事業(通所)

生活保護を**受けていない**方で
生活のお悩みを抱えている場合
→**寄り添いサポートセンター**へ

生活保護を**受けている**方で
生活のお悩みを抱えている場合
→**担当のケースワーカー**がいる
福祉事務所へ

寄り添いサポートセンターの支援の流れ



- 本人同意有り全件検討
開催頻度：2回/週
【参加者】
岡山市・受託事業者



- 就労プラン
開催頻度：1回/週
【参加者】
岡山市・ハローワーク・
・受託事業者

- 就労プラン以外
開催頻度：2回/月
【参加者】
岡山市・自立相談支援
機関・家計改善支援事業

- 各受託事業者から募った
困難事例を検討
開催頻度：1回/2月
【参加者】
岡山市・受託事業者・
市精神保健部門・弁護士
・多機関の協働事業者・
事例ごとの関係機関

※事例により、支援会議として位置付け

1 eラーニングの目的

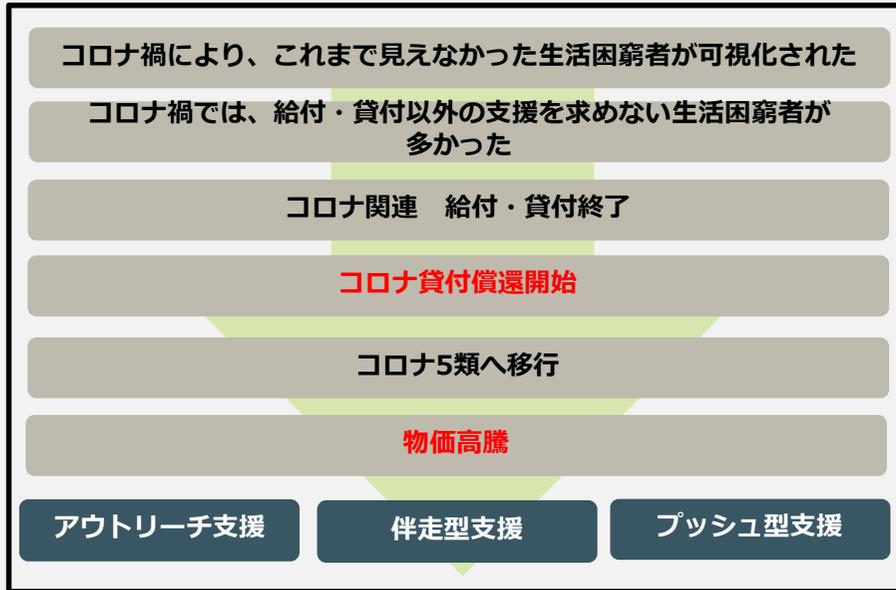
2 生活困窮者自立支援制度とは

3 コロナ禍における対象者像の可視化

4 岡山市の生活困窮者自立支援事業

5 まとめ

まとめ



全受託事業を1つの大きな事業と考え、もう一度基本理念等を再確認し、全受託事業者共通の目標に向かって、支援に取り組む

全受託事業者がお互いの事業の内容を理解し、相互に連携して支援に取り組むため、全支援員を対象とした市独自の研修に取り組む

NPO法人や支援対象者に生活困窮者自立支援制度を知ってもらうため、事業の見える化を図り、支援団体との連携に取り組む

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
緊急小口	返済2年間											
特例初回	返済10年間											
特例延長		返済10年間										
特例再貸付			返済10年間									

今後10年以上の伴走支援に取り組む



まとめ

全受託事業者がお互いの事業内容を理解し 相互に連携して相談者を支援

目標①

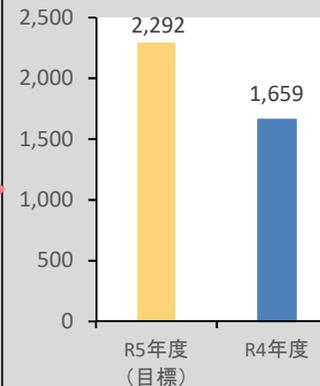
○プラン作成件数 ÷ 新規相談件数 ⇒ 50%以上

○新規相談件数を国目安値（R5年度：人口10万人あたり27.0件/月）超過
※国目安値：191件/月以上

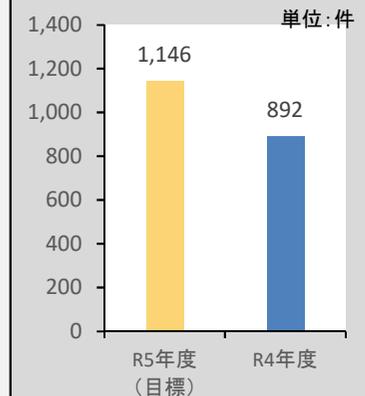
○プラン作成件数を国目安値（R5年度：人口10万人あたり13.5件/月）超過
※国目安値：96件/月以上 ※新経済・財政再生計画改革工程表2022より抜粋

	新規相談件数	目標達成	プラン作成件数	プラン作成率	目標達成
R4年度	1,659	達成	888	53%	達成
R5年度 (目標)	2,292	—	1,146	50%	—

新規相談件数の比較



プラン作成数の比較



+ 633件

+ 254件

数値達成を目指す

目標②

○新規相談件数を国目安値（R5年度：人口10万人あたり16.0件/月）超過
※国目安値：114件/月以上

○プラン作成件数を国目安値（R5年度：人口10万人あたり8.0件/月）超過
※国目安値：57件/月以上

※自立相談支援事業費国庫負担金協議書より抜粋

	新規相談件数	目標達成	プラン作成件数	目標達成
R4年度 月平均	138.2	達成	74.3	達成
R5年度 月平均 (目標)	114	—	57	—

単位：件